

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策(概要版) 【いじめ防止対策推進条例第23条に基づく報告】

基本理念(宮城県いじめ防止対策推進条例第3条)

- 1 児童生徒をはじめ、学校及び学校の教職員、保護者、行政機関、県民並びに事業者等は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、相互に連携協力し、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組まなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策及び支援は、児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、当該苦痛を認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす深刻な影響及びいじめが人間の尊厳に関わる問題であることについての理解を深めることを旨として行わなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策及び支援は、十分な原因の究明による再発の防止も含め、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組まなければならない。

【令和4年度に講じた施策】

1 いじめ問題対策連絡協議会の設置

児童相談所、法務局、弁護士、医師等の職能団体や専門的知識・経験を有する第三者を委員とする「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置したが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から書面開催とした。

2 県教育委員会の附属機関の設置(宮城県いじめ防止対策調査委員会)

専門的な知識及び経験を有する第三者等による、公平性、中立性を確保した附属機関である「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置し、令和4年6月及び12月に開催し、いじめ重大事態の調査検証等を行った。

3-①いじめ防止対策の推進

イ：いじめ防止等のための対策を推進し、いじめの防止等に向けた環境づくりを行う。

いじめの未然防止の観点から、「絆づくり」「居場所づくり」を推進し、どの児童生徒にとっても「学校が楽しい」「学校に行きたい」と思えるような魅力ある・学校づくり等を推進するとともに、いじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための事業等を展開した。

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者等に対して誹謗・中傷等のいじめが起きないよう、人権的配慮を促す旨の周知を図った。

○魅力ある学校づくり推進事業(美里町) ○みやぎ行きたくなる学校づくり推進事業(村田町 大郷町 白石市 気仙沼市)

ロ：いじめに関する相談体制の整備・相談窓口の周知を徹底する。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣・配置のほか、「りんくるみやぎ」等での来所相談や電話相談、SNSを活用した相談等、相談体制を整備した。

○各相談機関等を紹介する「周知カード」を県内すべての児童生徒・教職員へ配布 29万枚

○学校における教育相談体制の充実 ○24時間SOS相談ダイヤル ○SNSを活用した相談の実施

ハ：児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する。

スクールロイヤーによる児童生徒対象の「いじめ予防教室」や「いじめ防止動画コンクール」を実施したり、学校便り等でいじめ防止等の取組を紹介したりするなど、いじめを生まない学校をつくっていこうとする意識の醸成を図った。

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用事業(いじめ予防教室 28校での実施他)

○いじめ防止動画コンクールの実施 86作品の応募(県内公立・私立小中学校)

3-②いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実

イ：いじめの防止等に向けた環境づくりや対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上、生活指導に係る体制等の充実のための教職員を配置する。

教職員の資質能力向上のため、総合教育センターの研修に加え、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを講師とした校内研修を推奨するとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケア支援員等を配置するほか、在学青少年育成員や心のサポートアドバイザーが学校を訪問し直接助言した。

○スクールカウンセラーによる研修会 300件(小・中学校)

○高等学校生徒指導主事連絡協議会における研修(86人参加) ○高等学校生徒指導主事研修会「生徒指導提要改訂の要点」(115人参加)

ロ：心理、福祉等に関する専門的知識を有するものであっていじめの防止を含む教育相談に応じるものを確保する。

すべての小・中・高等学校及び希望する特別支援学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するとともに、県内すべての市町村と希望する県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置した。

○スクールカウンセラーの配置・派遣 小学校：238校(義務教育学校前期課程含む)中学校：130校(義務教育学校後期課程含む)高等学校：72校

○スクールカウンセラーによる相談件数 小学校：19,517件 中学校：16,337件 高等学校：8,646件

ハ：いじめへの対処に関し、助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

県内の教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し、定期相談会での相談の他、学校の求めに応じてケース会議等に派遣した。

○教育事務所定期相談会 のべ28件

○スクールロイヤーのケース会議参加 35件

3-③SNS、ネット上のいじめ事案対処体制整備

仙台市を除く小・中・高・特・私立学校の497校を対象にネットパトロールを実施し、インターネットでのいじめ被害の未然防止に努めた。

○監視サイト数：577,800 うち問題投稿数 503件

3-④学校間及び関係団体との連携協力体制整備

いじめ問題への対応については、警察との連携が必要なケースもあることから、学校警察連絡協議会をはじめとする各協議会や巡回指導を実施するほか、ネットモラル等に係る講座を警察等と連携して実施した。

3-⑤県立学校のいじめ防止の取組の点検・充実

県立学校において、いじめ対策年間計画を策定し、アンケート調査や個人面談等により情報収集と共有に努めるとともに、地域と連携した事業を実施した。

○いじめ対策年間計画を策定した県立高等学校：88.5% ○魅力ある学校づくり 地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業指定校32校

○地域とともにつくる魅力ある県立特別支援学校支援事業

魅力ある学校づくり支援事業指定校3校 学校運営協議会パイロット事業指定校3校

4 県立学校の設置者として実施する施策

① 道徳教育と体験活動の充実 ○道徳教育研修会の開催(オンデマンド)

② 生徒・保護者・教職員へのいじめ防止の啓発 ○みやぎマナーアップ・フォーラムの開催

③ アンケート・面談の実施 ○自校のいじめ関連対策を生徒や保護者に問うアンケートの実施

④ 相談体制整備 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・連携体制の構築 ○不登校・発達支援相談室の設置
○電話・SNS相談の実施

⑤ 教職員研修 ○スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施 ○ネット被害防止のための研修会の実施

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ防止の啓発 ○ネット被害防止のための教員向けの研修会実施
○警察等と連携したネットモラル等に係る講座の実施

⑦ いじめに対する措置 ○宮城県いじめ問題対策連絡協議会の実施(令和4年度は書面開催)

⑧ 重大事態への対処 ○宮城県いじめ防止対策調査委員会の設置・実施 ○宮城県いじめ防止対策調査委員会特別部会の実施

⑨ 学校評価・職員評価への助言 ○学校評価を活用したカリキュラムマネジメント支援 ○生徒保護者共通アンケート ○学校評価研修会

⑩ 学校運営改善の支援 ○地域とともにつくる魅力ある県立学校支援事業 ○学校運営協議会の設置(3校)

5 私立学校に関する施策

令和4年5月の宮城県私立中学校高等学校連合会校長部会において、各私立学校の校長等に対し、いじめ重大事態が発生した場合の対応や報告手順などについて指導した。

6 その他

県教委が主催するいじめに関する研修会や(独法)教職員支援機構が実施する研修会などの参加について各私立学校あて周知し、研修機会の提供を行った。

【目標指標における進捗状況】

目標指標1「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合(小・中)

宮城県学習意識等調査において、小学校では81.2%、中学校では82.7%と、小学校では初期値(小：83.7% 中：78.4%)を下回る結果となった。今後も各校における児童生徒の目線に立った取組について、より一層の推進を図る。

目標指標2「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で「十分できた」「ある程度できた」と答える学校の割合(小・中)

宮城県長期欠席状況調査において、肯定的に回答した小学校は、94.7%、中学校は92.4%とどちらも目標値(小：98.0% 中：97.8%)には達しなかったものの、前年度よりは増加した。今後も様々な場面で児童生徒の様子をきめ細かに見取り、支えていく体制の充実を図る。

目標指標3 特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合(高)

県立高等学校の令和3年度の実施状況は、71.8%で前年度の実績値62.8%を上回ったものの、目標値である77.0%を下回った。生徒指導主事連絡協議会等において、特別活動の充実について促すとともに、高校生マナーアップフォーラムを開催するなどいじめの未然防止に向けた取組を推進していく。

目標指標4「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合(特)
各学校が実施した学校評価において、「よく取り組んでいる」「取り組んでいる」と答えた保護者の割合は89.9%と目標値(85.0%)を上回った。今後もいじめの未然防止等を図り、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進していくようにする。